

**契約解除の場合**

契約解除は、これまで契約を履行しない債務者に対する制裁と考えられてきた。履行不能による解除に「債務者の責めに帰すべき事由」をその要件にしてきたのはこのためだ(旧民法543条)。明文はなかったが、履行遅滞や定期行為の解除の場合も、債務者の帰責事由が要すると解されていた。

この考え方に対しては、契約解除は、本来、履行が得られない債権者を契約の拘束から解放するための制度だとの批判が起き、裁判実務でも、帰責事由のことは問題にされなくなりつつあった。

これを受けて、今回の改正民法(2020年4月1日施行)では、解除について、債務者の帰責事由をその要件から外した。

**債務不履行と帰責事由について**

併せて、契約解除につき、①相当の期間を定めてその履行を催告する催告解除を原則類型とする②催告期間が経過したときにおける債務の不履行



きない—などルールの整備が行われている。損害賠償の場合 債務不履行による損害賠償についても、債務者が損害賠償

行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは解除を認めない③債務の不履行が債権者に帰責事由があるときは契約解除がで

償の義務を負わされるのは、債務者の故意・過失またはこれと同視すべき信義則上の事由によるとされており、その根拠を過失責任主義でもって説明していた。

過失責任主義は、「故意・過失がなければ責任もない」とすることで、行動の自由を保障する原理であったから、契約の拘束が働く契約関係にこれを持ち込み債務者を律するのは筋が違つし、裁判実務も、債務者の賠償義務は過失責任主義だけで判断していいといわれるようになってい

た。そこで、この関係を改め、債務者の責任は、契約の拘束が生じているのに、それを破ったことにあるとの考え方に立ち、損害賠償について、「債務者がその本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる」とその原則を規定した。

他方、但し書を設け、「その債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができないときは、この限りでない」として「債務者は、「免責事由」を主張・立証すると、賠償義務を免れることになった。その上、損害賠償の範囲は、債権者において通常生ずべき

損害を基本とするが、特別損害については、「当事者がその事情を予見すべきであったときは」それも加算できるとした。従前は、予見しまたは予見することができたとなっており、「予見」が規範的評価になるとされた。

損害賠償額の予定は、裁判所もその額の増減ができなかったことから、違約金などの約定が債権回収上重要な役割を果たしてきたが、この縛りをなくしている。

かくては、売買契約の瑕疵担保責任が廃止され契約責任のなかで処理されることになったのも、特定物取引といった捉え方を変えたからであり、民法改正は、こうした考え方の変化を押さえておく、改正の趣旨がよく理解できる。

(弁護士・浦田益之)